公示送達書

船橋市告示第８３８号

次の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。

令和８年１０月２８日

船橋市長　松戸　徹



No.	氏名	備考
1	前田 豊	国税徴収法第 131 条